

東京二十三区清掃一部事務組合地球温暖化対策に関する基本的な方針

令和6年2月26日

[I] 基本的事項

1 目的及び位置付け

東京二十三区清掃一部事務組合地球温暖化対策に関する基本的な方針（以下「本方針」という。）は、関係法令に基づき、ごみの中間処理における省エネルギーにかかわる取組を行うことにより、省資源化の推進及び温室効果ガスの削減を目的に策定するものである。

本方針は、東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）の地球温暖化対策に関する基本的な方針であり、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項の「地方公共団体実行計画（事務事業編）」に該当するものとする。

2 関係法令

- (1) 地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）
- (2) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に関する法律（以下「省エネルギー法」という。）
- (3) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下「フロン排出抑制法」という。）
- (4) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「環境確保条例」という。）

3 実施期間

令和2年度を初年度として令和6年度までの5年間を実施期間とし、期間が満了する時点で本方針を見直し、必要に応じて改定する。ただし、関係法令の改正により変更が生じた場合はこの限りではない。

4 対象施設

清掃一組が管理する清掃工場・中防処理施設管理事務所（以下「各工場・所」という。）及び本庁舎（東京区政会館）とする。

5 対象とする温室効果ガス

清掃一組が管理する各工場・所及び本庁舎で排出する温対法で定めのある温室効果ガスのうち、エネルギー起源二酸化炭素、非エネルギー起源二酸化炭素、一酸化二窒素、メタン、ハイドロフルオロカーボン類及び六ふっ化硫黄とする。

[II] 目標

目標は関係法令ごとに以下のとおり定める。なお、フロン排出抑制法についてはハイドロフルオロカーボン類の排出量及び排出割合が例年非常に小さいため、目標を設定しない。

1 温対法

清掃一組のすべての事務事業で排出する温室効果ガスについて、別紙1のとおりに削減目標を設定する。

2 省エネルギー法

清掃一組は実施期間の5年間において、省エネルギー法で事業者の努力目標としている「年平均1%以上のエネルギー消費原単位又は電気需要最適化評価原単位の低減」の達成に努める。また、省エネルギー法における第一種及び第二種エネルギー管理指定工場は、各工場・所単独でも同様の目標達成に努める。

3 環境確保条例

環境確保条例における特定地球温暖化対策事業所は、特定温室効果ガスの削減義務量を削減目標とする。

[Ⅲ] 取組内容

1 推進体制

本庁舎においては、総務部の定める庁内の地球温暖化対策により推進する。

各工場・所においては、次に掲げる各法令に従った推進体制を構築し、環境マネジメントシステムの環境管理委員会等を活用し、所内の取組を推進する。

(1) 省エネルギー法によるエネルギー管理体制

特定事業者は、エネルギー管理統括者及びエネルギー管理企画推進者を選任することが義務づけられている。また、第一種又は第二種エネルギー管理指定工場等に指定された各工場・所は、エネルギー管理員を選任する。このことから、別紙2のとおりに省エネルギー法に関するエネルギー管理体制を定め、非指定の工場においてもエネルギー管理員を配置する。

(2) 温対法による温室効果ガス排出抑制の取組

省エネルギー法によるエネルギー管理体制に準じて推進する。また、地球温暖化対策実行計画について、省エネルギー法による「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」に基づき作成した管理標準（以下「管理標準」という。）及び環境マネジメントシステムを活用する。

(3) フロン排出抑制法による代替フロンの排出量管理

地球温暖化に大きく影響を与えるとされるHFCなど代替フロンの排出抑制のため、空調機器等の管理者には点検と記録及び一定量漏えい時の報告が義務付けられている。

るため、フロン排出抑制法にて定められている「管理者の判断の基準となるべき事項」に基づき、点検等を実施する。

(4) 環境確保条例による地球温暖化対策事業所の推進体制

特定及び指定地球温暖化対策事業所に指定された各工場・所の推進体制には、統括管理者及び技術管理者を選任することが義務づけられていることから、別紙3のとおり環境確保条例に関する地球温暖化対策事業所の推進体制を定める。

なお、温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度（以下「総量削減義務」という。）及び地球温暖化対策報告書による地球温暖化対策の推進については環境マネジメントシステムを活用する。

また、総量削減義務の排出量取引については、別途方針を定める。

2 地球温暖化対策等の推進

(1) 総務部

① 本庁舎

ア 庁内地球温暖化対策の推進

本庁舎は、庁内の地球温暖化対策に基づき、事務事業に関して発生する温室効果ガス排出抑制に努める。

(2) 施設管理部

① 各工場・所

ア 高効率機器及び再生可能エネルギー発電設備等の導入

エネルギーの使用の合理化に留意し、設備の新設・更新を行う際は、費用対効果を検討したうえで高効率又は省エネルギー機器及び再生可能エネルギー発電設備等（太陽光パネル等）の導入に努める。

イ 管理標準

省エネルギー法による管理標準によりエネルギー使用の合理化を図る。

ウ 特定温室効果ガス以外の温室効果ガスの削減

水道及び工業用水道等の水の使用に関し、生活用水使用箇所において設備改修時に節水器具等の導入を図り、給排水に関連し排出される温室効果ガスを削減する。

② 技術課

ア データの収集

システムを利用し各工場・所から関連データを収集する。

イ 取組状況の集約及び法定手続

収集したデータを集約し、必要に応じて省エネルギー法、温対法、フロン排出抑制法及び環境確保条例に基づく報告を行う。

ウ 取組状況の評価

排出状況を把握し必要な対策を要請する。

エ 地球温暖化対策工事の計画と推進

各工場・所で高効率機器の導入等の地球温暖化対策工事を計画、推進する。

(3) 建設部

① 各課

ア 高効率発電設備の導入

建替え時に高効率発電設備の導入を図り、一層のエネルギー回収を進める。

イ 高効率機器の導入

建替え時に高効率又は省エネルギー（トップランナー制度対象）機器等の導入を図り、一層のエネルギー消費効率向上を図る。

ウ 再生可能エネルギー発電設備等の導入

建替え時に再生可能エネルギー発電設備等を導入する。

エ 計測・計量設備の導入

エネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図る上で、技術的かつ経済的に可能な範囲内で設備単位（個別設備ごとに分離することが適当ではない場合にあつては、設備群単位又は作業工程単位）によるきめ細かいエネルギー管理を図るため、計測・計量設備を導入する。

オ 優良特定地球温暖化対策事業所（トップレベル事業所）への取組

建替え時に環境確保条例の総量削減義務制度に該当することが想定される場合、トップレベル事業所を目指し高効率又は省エネルギー機器の導入を図る。

カ 節水機器の導入

給排水に関連し排出される温室効果ガスを削減するため、水道水の使用に関し、生活用水使用箇所において建替え時に節水器具等の導入を図る。

キ その他の環境への取組

建替え時に建物の屋上、壁面及び構内の緑化を進め、地面への蓄熱の抑制及び冷房負荷の低減を図る。また、雨水を道路洗淨のための散水用等として有効に利用し、節水する。

[IV] 効果の確認

1 排出量の把握、改善及び目標達成状況の公表

温対法及び環境確保条例において定められている温室効果ガスの排出量については、各工場・所の技術係、技術管理係及び監理調整係が把握する。ただし、清掃一組全体については施設管理部技術課が把握し、目標達成状況の調査、法令に基づく算定、報告等を実施する。

施設管理部技術課による温室効果ガス排出量の把握は年度ごとに行い、温対法第 26 条第 1 項及び第 2 項に基づく報告値に加え、清掃一組全体の各温室効果ガス排出量及び削減目標の達成状況（削減率）をホームページ上で公表する。また、必要に応じ管

理標準等の見直しを要請する。

2 指定区分の変更・取消

省エネルギー法及び環境確保条例における取組の結果、年間の原油換算エネルギー使用量が一定期間それぞれ定める基準値を下回る場合は、指定区分の変更又は取消手続等の対応を行う。

清掃一組の温室効果ガス排出量と削減目標について

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）により、すべての市町村及び一部事務組合等が、地方公共団体実行計画を策定して平成 25 年度を基準年度、令和 12 年度を目標年度とした温室効果ガス削減の目標を定め、そのために取組を実施することが義務づけられている。

令和 3 年 10 月、地球温暖化対策計画が閣議決定され、目標年度における基準年度比の目標削減率が示された。同計画においてエネルギー起源二酸化炭素の業務その他部門の削減目標が 51%であることを受け、清掃一組でも以下のとおり削減目標を定める。

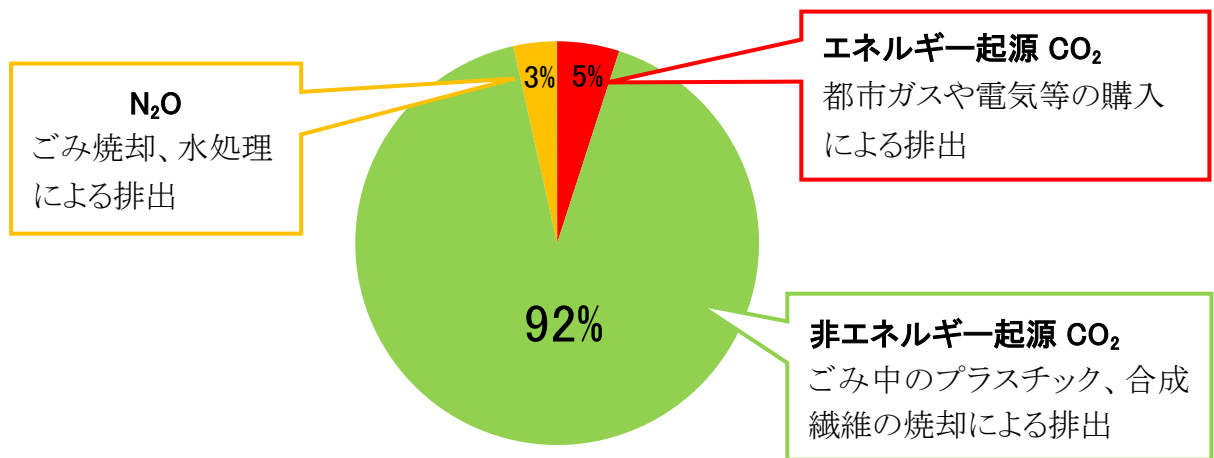
温室効果ガス排出量と削減目標

温室効果ガス	基準年度		削減目標※1	目標年度 排出量
	排出量	(排出割合)		
エネルギー起源二酸化炭素 (CO ₂)	67,613 t-CO ₂	(5 %)	51 %	33,130 t-CO ₂
非エネルギー起源二酸化炭素 (CO ₂)	1,243,834 t-CO ₂	(92 %)	- ※2	-
一酸化二窒素 (N ₂ O)	47,213 t-CO ₂	(3 %)	- ※2	-
メタン (CH ₄)	58 t-CO ₂	(0.004 %)	- ※2	-
ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)	47 t-CO ₂	(0.003 %)	- ※3	-
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	117 t-CO ₂	(0.009 %)	- ※3	-
総排出量	1,358,882 t-CO ₂	(100 %)	- ※2	-
自動車以外	1,358,858 t-CO ₂	(99.998 %)		-
自動車	24 t-CO ₂	(0.002 %)		-

※1 基準年度比の削減率。

※2 ごみの処理量や組成に依存する温室効果ガスであり、清掃一組の取組による削減が難しいため削減目標を設定しない。総排出量についてもその割合が非常に大きいため削減目標を設定しない。

※3 排出割合が非常に小さいため、削減目標を設定しない。

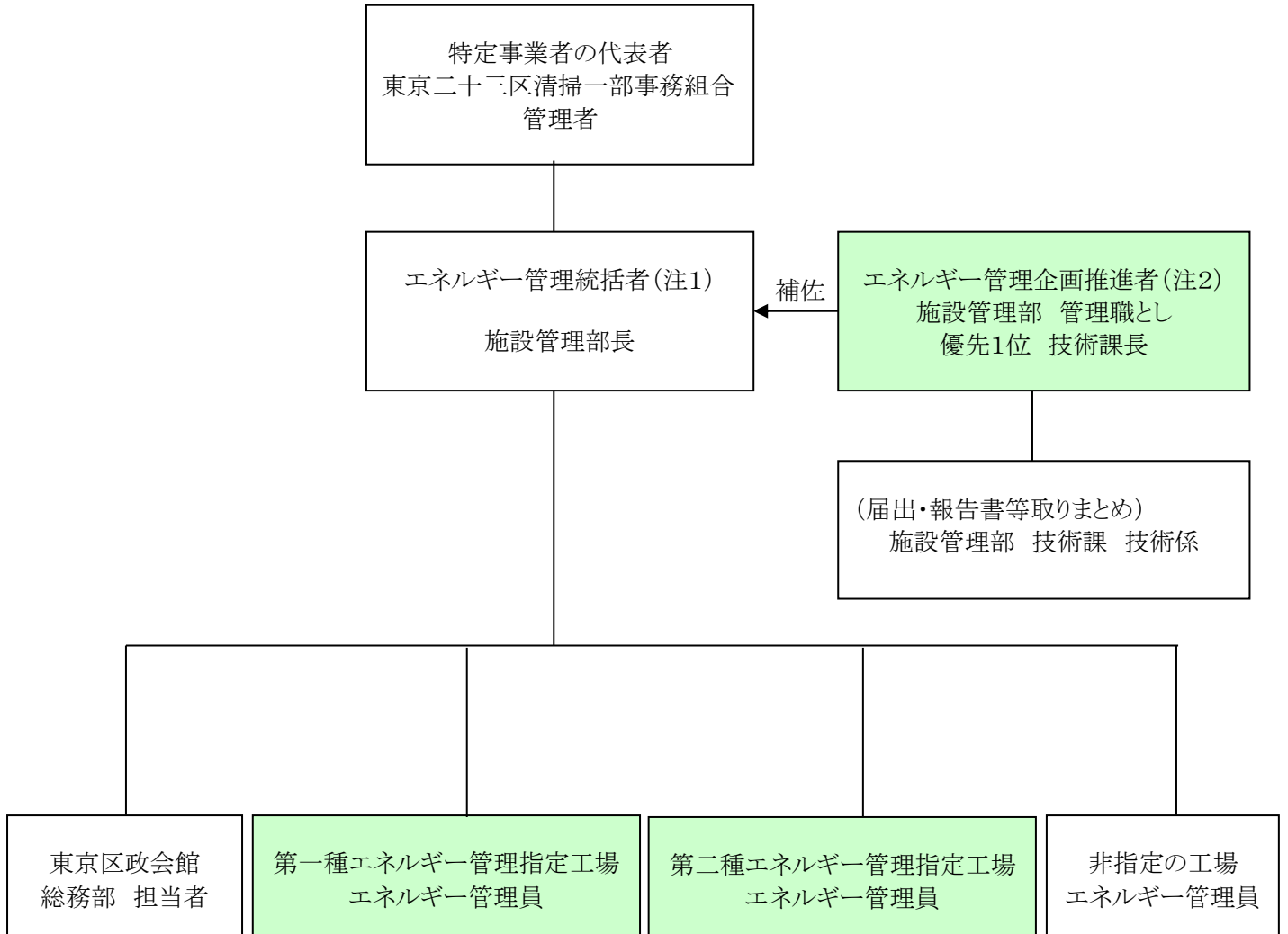


■エネルギー起源CO₂ ■非エネルギー起源CO₂ ■N₂O ■CH₄ ■HFC ■SF₆

※CH₄、HFC、SF₆は排出割合が0.01%未満のためグラフに表示されない。

基準年度における温室効果ガス排出割合

省エネルギー法に関するエネルギー管理体制について



: エネルギー管理講習修了者又はエネルギー管理士を選任する。

非指定の工場においてもエネルギー管理員を配置するように努める。

(注1)エネルギー管理統括者[資格要件なし]

かん

条件:事業の実施を統括管理するものであり、事業経営の一環として、事業者全体の鳥瞰的なエネルギー管理を行い得る者。

役割:①経営的視点を踏まえた取組の推進。

②中長期計画のとりまとめ。

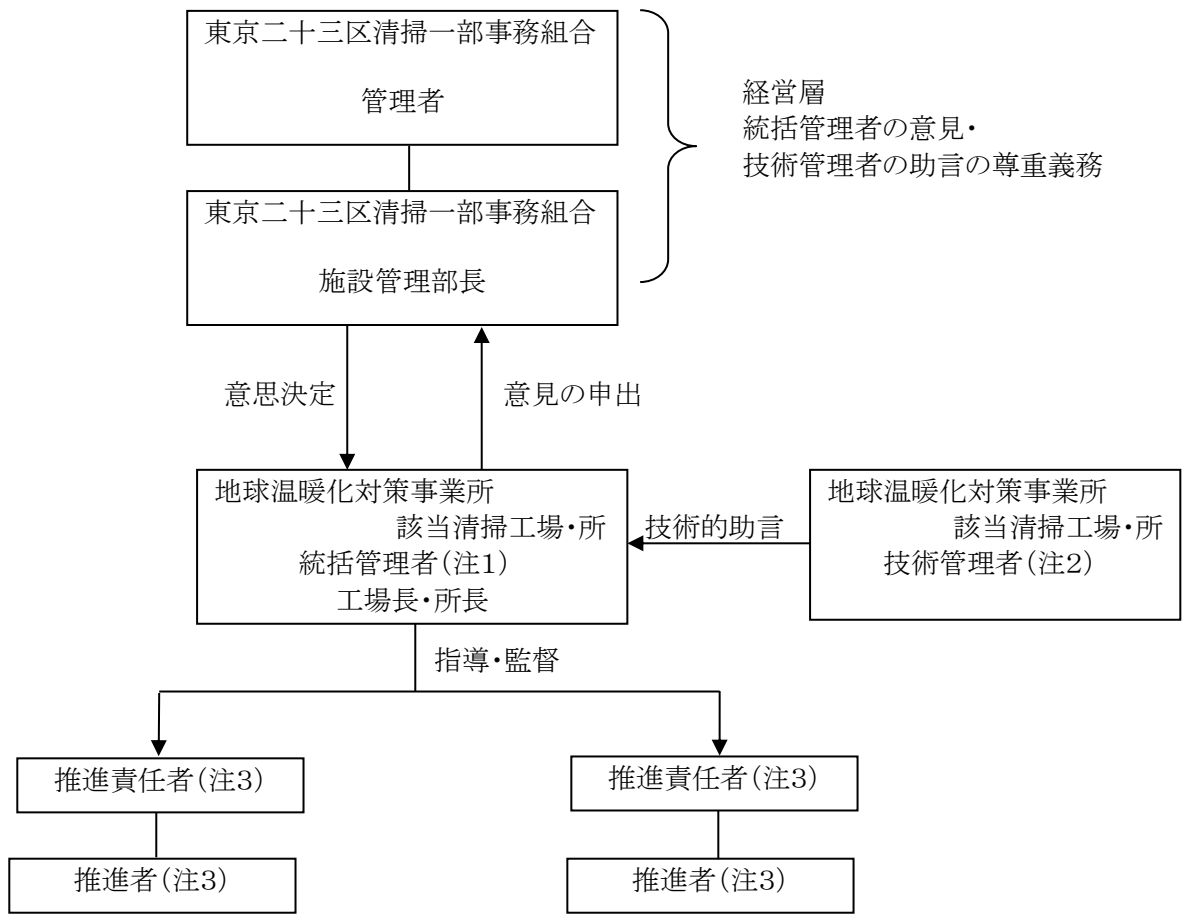
③現場管理に係る企画立案、実務の統制。

(注2)エネルギー管理企画推進者

条件:エネルギー管理講習修了者 又はエネルギー管理士の資格を有している者。

役割:エネルギー管理統括者の職務を実務面から補佐する。

環境確保条例に関する地球温暖化対策事業所の推進体制について



(注1) 統括管理者

要件:①地球温暖化対策に係る業務を統括する清掃工場・所に所属し、地球温暖化対策の実施に関する決定の権限及び責任を有すること。

②都の定める講習会を修了すること。

役割:該当清掃工場・所の対策実施状況を把握し、職員の指導・監督や経営層への意見申出を行う。

(注2) 技術管理者

要件:①、②、③の要件を全て満たすこと。

①以下に示す資格のいずれかを有すること。

〔 エネルギー管理士、一級建築士、一級建築施工管理技士、一級電気工事施工管理技士、一級管工事施工監理技士、建築設備士、技術士(建設、電気電子、機械、衛生工学、環境、総合技術監理(建設、電気電子、機械、衛生工学、環境)) 〕

②省エネルギー診断を実施する能力を有すること。

③東京都の定める講習会を修了すること。

役割:経営層や統括管理者に対し、技術的助言を行う。(主任級以上の職員とする)

(注3) 事業所の規模に応じて、「推進責任者」及び「推進員」を選任する。

この推進体制は、東京二十三区清掃一部事務組合における特定及び指定地球温暖化対策事業所に適用する。